

北秋田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年7月1日
告示第133号

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、北秋田市（以下「市」という。）における障害者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を定め、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立及び社会参加の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

調達方針は、市の全ての行政組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3 調達を推進する物品等

市が調達を推進する物品等は、障害者就労支援施設等が供給することが可能なものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等については、障害者優先調達推進法第2条第2項に規定する次の施設とする。ただし、市内の障害者就労施設等を優先する。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の施設

- ア 障害者支援施設
- イ 地域生活支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（2）障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（3）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく次の事業所

- ア 特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所

（4）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく次の在宅障害者等

- ア 在宅就業障害者（自宅等において、物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し及び在宅就業障害者に対して組織的に提供することその他の在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人が申請し、厚生労働大臣が登録した法人）

5 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的を達成するために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達実績の公表

市は、調達方針に基づく物品等の調達実績について、年度終了後6月末までにその概要を取りまとめ、ホームページ等で公表する。

7 調達の推進方法

次の方法により、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(1) 調達の推進に必要な情報の共有

市内の障害者就労施設等が供給可能な物品等については、施設等からの協力を得て随時情報を収集し、市の全ての行政組織で調達することができる物品等の情報を共有する。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

市内の障害者就労施設等が供給する物品の質の向上、供給量の拡大及び取扱品目の拡充、提供できる役務の開拓等に係る取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の特性に配慮した受注機会増大のための措置

物品等の調達が新たに生じた時は、前例にとらわれず障害者就労施設等からの調達が可能であるか、発注に先立ち検討するとともに、物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点について配慮することにより、受注機会の増大を図る。

ア 可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

イ 履行期間及び発注量を考慮するように努める。

ウ 性能、規格等の必要な事項に、障害者就労施設等に対し、十分な説明に努める。

(4) 隨意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和23年政令第16号）及び北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）による随意契約を適正に活用する。

8 調達方針の変更

障害者就労支援施設等からの物品等の調達に資するように、必要に応じて年度の途中でも調達方針の見直しができる。

9 方針に関する担当窓口

この方針に策定に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とし、調達の推進にあたっては市の全ての行政組織の参画により、調達方針に定める目的の達成に努める。

10 実施期間

この方針は、告示日の属する年度を実施期間とする。